

若狭・越前及び加賀の江沼・能美二郡を領して北・庄に治した丹羽五郎左衛門長秀に屬させた。十三年長秀歿し、子長重越前・加賀の封を除かれたが、秀勝は尙大聖寺に在つた。同年閏八月江沼・能美二郡の堀久太郎秀政に領せられるに及び、秀勝は秀政の輿力となり、慶長二年秀政の子左衛門督秀治の越後高田に移された時、秀勝も亦之に従うて新發田に去つた。三年北・庄なる小早川秀秋の臣山口玄蕃允宗永大聖寺に來り、五年豊・徳二氏の覺を構へた時には、前田利長は東軍に屬して、宗永をこの城に圍み、八月三日遂に之を屠つた。是に於いて利長は、篠原出羽守一孝・加藤宗兵衛重廉・有賀泰六直政を置いてこの城を守らせたが、その越前より班軍するに及び、一孝等を撤退させた。因つて大聖寺城は空城となつたが、九月十五日前田利長の再び兩上するに及び、太田但馬長知を大聖寺城に入れて守備せしめることとした。後七年五月長知の金澤城に誅せられるに及び、小塚權太夫をして代らしめ、八年權太夫死後横山因幡長秀を置き、十年十一月長秀が歿したので近藤大和長廣を置き、十六年長廣の子甲斐その後を襲いだ。十九年大坂冬陣に甲斐亦留つて之を守り、元和元年の役には津田道供重久がこゝに居た。寛永十五年幕府一國一城の制を布いた爲、本丸・臺所丸・戸次丸・鐘丸・扇丸等の構築悉く撤廢せられた。前田利常がその子利治を大聖寺に分封することを請うて許されたのは、寛永十六年六月二十日であつたが、利治は山下に館を起させ、年末に至つて入部した。これより後も大聖寺城といふことのないではないが、固より公式の稱呼でなく、實は陣屋

の制であつた。
ダイシヨウジンノキ 大聖寺陣之記 一冊。著者不明。慶長五年前田利長が山口宗永の大聖寺城を攻陥したこと、續いて小松の丹羽長重の軍と淺井騷に戦ひ、後利長が長重を伴うて上洛し、長重の封を失ふに至るまでを、十二項の一つ書にして簡潔に記してある。終に『加州淺井繩手の様子、成田半右衛門津田玄蕃殿に物語の覺書』が、十五項附載せられて居る。
ダイシヨウジンセキシヨ 大聖寺關所 大聖寺に關所を設けてあつたことは、古く慶長十五年前田利長の命によつて、越中高岡から逃走した尾張牢人石原鐵次をこゝで切殺したことを以て初見とする。寛永十六年大聖寺藩が分立してからも、越中境と共に加賀藩の二大關門たる役目を成した。その位置は越前から大聖寺町に入らんとする所で、今に關町の名を存してゐる。關門は日出に開き、日没に閉ぢ、夜間は絶対に通行を許さず、足輕十數人非番と當番とに分かれて、晝夜之を守つた。
ダイシヨウジンメイチヨウ 大聖寺村名帳 大聖寺藩の領内江沼郡百三十五ヶ村・能美郡六ヶ村の邑名を、西庄・北濱通・山中谷・那谷・瀧回・能美境・四十九院谷・奥山方に分けて載せたもの。江沼郡では舊郷庄名が凡べて傳はらないから、かうした區別に従うたのである。

ダイシヨウジンチヤ 大聖寺茶 藩主前田利明の時、老臣神谷内膳に茶實を山城より購入せしめ、郡内各村の草高に比例分配して、荒地に之を播種せしめたるに起り、大聖寺・月津等に問屋を設けて販路を開拓した。弘化元年

宇治の茶師吉平大聖寺に來つて宇治風の焙爐製法を傳へ、嘉永二年には近江の磯五郎が信樂風を傳へた。安政六年大聖寺の茶商矢田屋清三郎等丹波の職工清次郎の勸告に従ひ、矢田村に製造場の開き、元治元年には福井の職工より紅茶の製法を習ひ、並びに福井藩の産物所に托して長崎に輸出した。次いで明治元年大聖寺藩の産物所は、東方眞平の議によつて原野を開拓し、茶樹を植ゑしめて貿易茶の製造を奨勵した。

ダイシヨウジンニセイ 大聖寺仁清 また仁清古九谷ともいふ。素地は江沼郡吸坂の銅色赤土で、上に白釉をかけ、繪附の緑・紺青・黄・赤の各色に仁清風の雅味あるもの。吸坂焼の一種で、久保次郎兵衛の作であらうといはれる。→スヒサカヤキ 吸坂焼。
ダイシヨウジンノタカヒ 大聖寺の戦ヶイチヨウノエキ 慶長の役。
ダイシヨウジンハンエドテイ 大聖寺藩江戸邸 (一)上屋敷―大聖寺藩の江戸上屋敷は本郷茅町に在つた。武鑑に之を下谷池之端と記すのは非である。もと加賀藩本郷邸の一部で、その面積五千七百五歩。蓋し藩主前田利治、寛永四年よりこゝに在つたが、十六年分封を受けるに及び、直に上屋敷に充てたものである。利明の天和二年十二月廿八日駒込大圓寺の出火に類焼した後邸地の形状を正し、増して五千九百九十七坪となり、利直の元祿十六年十一月廿九日亦災に罹り、利章の時享保十五年正月十二日にも、中屋敷の門前より出火して茅町に延焼し、遂に上屋敷を焼亡したことがある。利道の元文三年正月廿九日この邸の長屋災に罹り、利之の文政八年十二月九日

加賀藩本郷邸の火に亦少しく類焼した。上屋敷の建築は、その最末期の繪圖によつて算するに、表約七百坪、廣式約三百八十坪を有し、外に長屋・土藏・諸士の貸小屋があつた。
 (二)中屋敷―中屋敷は下谷池之端七軒町に在つて、その面積は明らかでない。利直の元祿十六年十一月廿九日御簞笥町の出火に類焼し、利章の時享保十五年正月十二日未の刻門前の町家より火を失した爲、この邸の門・厩等を焼失したことがある。利道の明和八年十月十八日亦災に罹り、享和元年作事物置場より出火した。併しこの邸は控屋敷であつた故、儼然たる殿閣の設備を有せなかつたものと思はれる。
 (三)下屋敷―下屋敷は駒込千駄木町に在つて、面積一萬歩餘。利章の正徳二年十一月廿二日類焼、利精の安永九年三月夜廻り小屋より出火、及び利之の文化十年正月屋敷横竹垣火災、同年六月二十日足輕小屋焼失等のことがあり、夫人の隠棲後多く之を居館に充てた。
 (四)明治以後―明治元上下邸共破却し、その上屋敷の地は元來加賀藩有であつたものであるから之を還し、中屋敷・下屋敷の地は四年六月十二日その返上を命ぜられ、次いで本郷弓町大河内綱之丞の土地を代償として下附せられ、之に存する家屋は七月十八日買受けて住居に當てた。

ダイシヨウジンハンケイフ 大聖寺藩系譜 明和八年九月井上治兵衛逸齋之を撰じて、大聖寺藩主前田利道の生母桂林院に與へたもの。次いで寛政二年四月には、藩主の系譜を幕府に提出する必要があつて、逸齋の子新右衛門等がそれを撰定した。